

## 安平町防災会議 委員名簿

| 連番 | 区 分                   |  | 所 属                        | 職 名   | 氏 名       | 委嘱年月日    |
|----|-----------------------|--|----------------------------|-------|-----------|----------|
| 1  | 条例第3条<br>第5項第1号<br>委員 | 指定地方行政機関<br>の職員のうちから町<br>長が任命する者               | 室蘭開発建設部 苫小牧道路<br>事務所       | 所 長   | 石 塚 達 也   | R6.4.1   |
| 2  |                       |  | 室蘭地方気象台                    | 次 長   | 津 田 知 志   | R7.4.1   |
| 3  | 同<br>第2号委員            | 町を警備区域とする陸<br>上自衛隊の部隊のうち<br>から町長が任命する者         | 陸上自衛隊 第7特科連隊               | 連 隊 長 | 西 崎 心     | R6.8.1   |
| 4  | 同<br>第3号委員            | 北海道の知事の部<br>内の職員のうちから<br>町長が任命する者              | 胆振総合振興局地域創生部<br>危機対策室      | 主 幹   | 鈴 木 広 志   | R5.6.1   |
| 5  |                       |  | 胆振総合振興局保健環境部<br>苫小牧地域保健室   | 室 長   | 儀 同 咲 千 江 | R6.4.1   |
| 6  |                       |  | 胆振総合振興局 室蘭建設管<br>理部 苫小牧出張所 | 出張所長  | 辻 亘       | R6.4.1   |
| 7  | 同<br>第4号委員            | 北海道警察の警察官<br>のうちから町長が任<br>命する者                 | 苫小牧警察署                     | 署 長   | 親 谷 光 博   | R7.3.24  |
| 8  | 同<br>第6号委員            | 町の教育委員会の<br>教育長                                | 安平町教育委員会                   | 教育長   | 井 内 聖     | R6.5.2   |
| 9  | 同<br>第7号委員            | 胆振東部消防組合<br>のうちから町長が任<br>命する者                  | 胆振東部消防組合消防署 安<br>平支署       | 支 署 長 | 川 村 雅 人   | R7.4.1   |
| 10 |                       |  | 胆振東部消防組合安平消防<br>団          | 団 長   | 黒 川 忠 明   | R4.3.27  |
| 11 | 同<br>第8号委員            | 指定公共機関及び<br>公共的機関の役員<br>または職員のうちか<br>ら町長が任命する者 | 苫小牧市医師会                    | 会 長   | 沖 一 郎     | R2.10.11 |
| 12 |                       |  | 安平町商工会                     | 会 長   | 小 林 正 道   | R2.10.11 |
| 13 |                       |  | 安平建設協会                     | 会 長   | 阿 部 一 二   | R2.10.11 |
| 15 |                       |  | とまこまい広域農業協同組合<br>早来支所・追分支所 | 支所長   | 溝 口 学     | R2.10.11 |

令和 7 年度第 1 回安平町防災会議次第

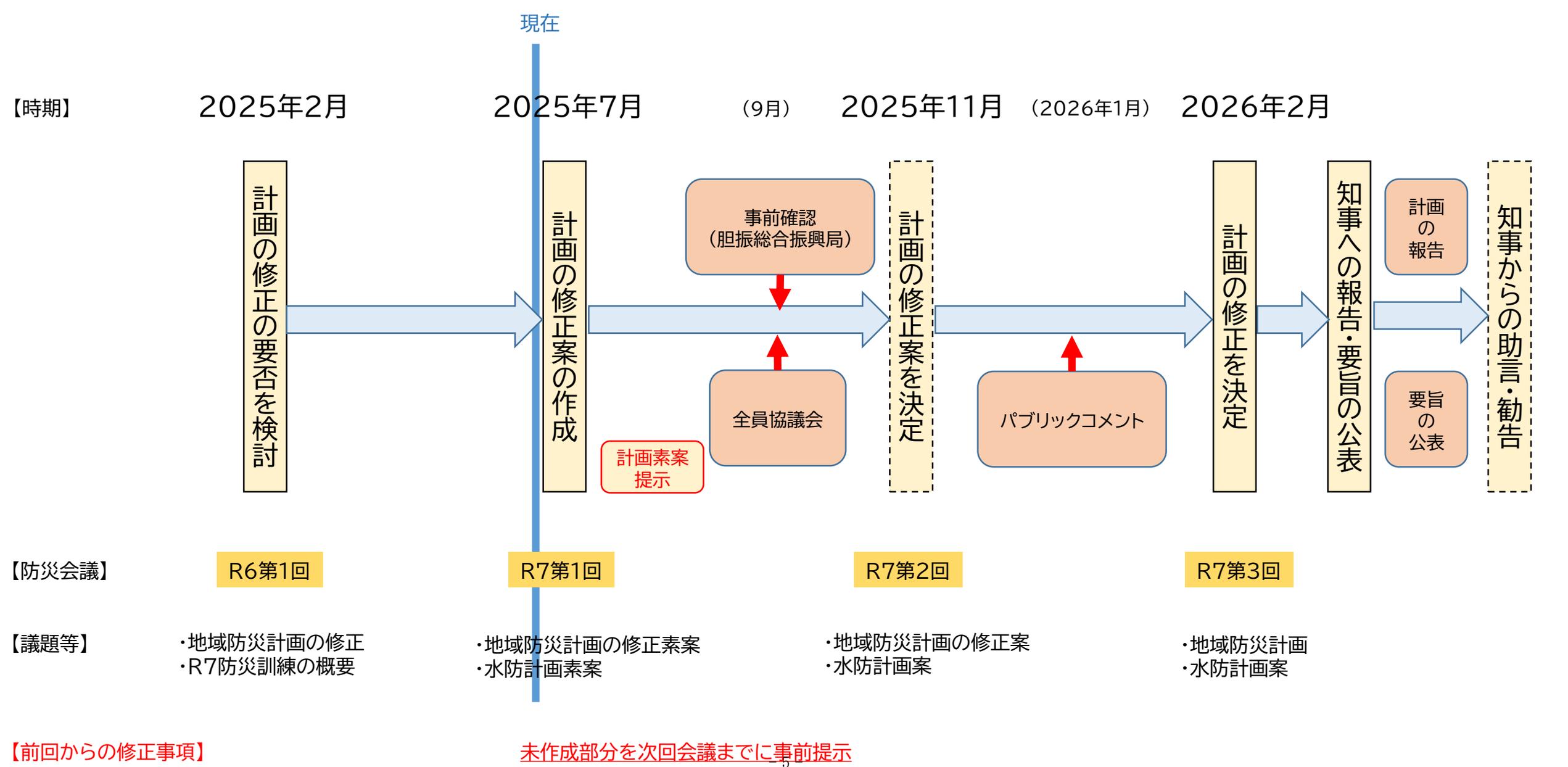
|  |
|--|
| 開催日時： 令和 7 年 7 月 4 日（金） 13:00～<br>開催場所： 安平町役場 大会議室 |
|--|

- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 1 開 会                        | (13:00)       |
| 2 会長挨拶                       | (13:00～13:10) |
| 3 議 事                        | (13:10～16:00) |
| (1) 安平町地域防災計画策定スケジュールの修正について | (13:10～)      |
| (2) 水防計画（事務局案）について           | (13:30～14:20) |
| (3) 地域防災計画（事務局案）について         | (14:30～15:55) |
| (4) その他                      | (15:55～16:00) |
| 4 閉 会                        | (16:00)       |

# 地域防災計画等の修正について

# 1 町地域防災計画等策定スケジュールの修正

# 「安平町地域防災計画」修正に係る手続きの流れ(修正)



## 2 町地域防災計画の概要

# 安平町地域防災計画策定の概要

■安平地域防災計画：災害対策基本法第42条の規定に基づき、町及び町の区域を所管又は所在する指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱等、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、必要な措置に関する計画について定めるため、安平町防災会議(会長:安平町長)が作成するもの

■修正趣旨：令和6年能登半島地震等を踏まえた国・道の検証結果や国の防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正等を反映するもの

## ■安平町地域防災計画の構成(案)



主な修正：①本編、地震防災編、火山防災編、事故災害編に再構成、それぞれの編について必要に応じた修正を実施  
②水防計画の策定

## 関連する法令の改正を踏まえた修正

- 災害対策基本法：個別避難計画の作成、避難勧告・避難指示の一本化等、広域避難に関する事項
- 災害対策基本法施行令：緊急通報車両確認標章等の事前交付
- 活動火山対策特別措置法：火山防災の日
- 水防法・気象業務法：予報水位情報の提供
- 航空法施行規則：都道府県による緊急用務空域の指定、無人航空機の飛行許可申請に係る調整

## 発生した災害等を踏まえた修正

- 能登半島地震：被災地情報収集・進入、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送、液状化リスク情報
- 日本海溝・千島周辺海溝型地震：Mw7.0以上の地震「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信
- R4 北海道知床沖遊覧船事故：総合的な安全対策強化
- R4 トンガ諸島の火山噴火：適切な避難情報の発令、情報伝達、普及啓発
- R3 7月1日大雨：盛土災害の防止、安否不明者の氏名公表
- 新型コロナウイルス感染症対策：避難所感染症対策、避難所訓練、パーティション等備蓄、職員の感染症対策
- R1 東日本台風・房総半島台風：災害廃棄物処理体制、自治体支援、長期停電・通信障害、物資支援

## その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 水害対策強化：道路のアンダーパス冠水等
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- 多様な主体と連携した被災者支援
- 国民への情報伝達：長周期地震動階級、障がい者の情報取得・意思疎通
- デジタル技術の活用：被災者台帳、避難行動要支援者名簿
- 線状降水帯に関する情報発信
- 避難所における食物アレルギー配慮
- 再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備
- 福祉避難所の活用(要配慮者)
- 大雪による車両滞留対策
- 流域治水の推進
- 事前防災、複合災害への対応の推進
- 防災ボランティアとの連携・協働の推進
- 実践的な防災教育：正常性バイアスなど
- 女性の視点を踏まえた防災対策
- 支援制度を活用した生活再建(被災者支援)
- 新型コロナウイルス感染症対策
- 無人航空機を活用した情報収集
- 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

# 安平町地域防災計画の構成(案)

## 地域防災計画

## 資料編

## 本編(共通編)

- 1章 総則： 計画の目的等、計画の方針等、防災関係機関等処理すべき事務又は業務の大綱、町民及び事業所の基本的責務
- 2章 災害環境： 安平町の地勢・気象・河川等、社会的条件、風水害環境、雪害環境、原子力事故災害環境
- 3章 防災体制： 安平町防災会議、町対策本部、防災情報の通信体制
- 4章 災害予防： 防災知識の普及・啓発及び防災教育、防災訓練、物資及び防災資機材の整備・確保、相互応援（受援）体制の整備、地域防災力の充実、避難体制の整備、避難行動要支援者対策、情報収集・伝達体制整備、建築物等災害予防、消防計画、水害予防、風害予防、雪害予防、融雪災害予防、土砂災害予防、積雪・寒冷対策、複合災害、業務継続計画
- 5章 災害応急対応 各応急対策編に記載
- 6章 災害復旧・災害復興： 基本的方向の決定、住民生活の早期再建、復旧事業の推進、復興計画

## 風水害編

- 1章 災害応急対応の基本方針、2章 町の防災体制、3章 通信・連絡手段及び情報伝達・広報活動、4章 災害の拡大防止、5章 外部支援の要請、6章 避難対策・要配慮者支援、7章 救急・救助・医療・緊急輸送、8章 保健衛生・廃棄物処理、9章 インフラ施設等の応急対策、10章 教育社会文化施設等の応急対策、11章 町民生活の維持・再建に資する応急対策、

## 地震災害編

- 1章 総則： 目的、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2章 地震災害環境： 町の災害環境、震災に対する調査研究
- 3章 災害予防： 町民の心構え、地震に強いまちづくり、地震津波に関する防災知識の普及・啓発地震火災対策、他は共通編による
- 4章 災害応急対策： 活動体制、地震津波情報の伝達、地震火災対策、他は共通編による
- 5章 災害復旧・災害復興： 共通編による

## 火山災害編

- 1章 総則： 目的、位置付け、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2章 火山の概況、災害の想定： 火山の概況、過去の火山活動、災害の想定
- 3章 防災体制： 安平町災害対策本部、樽前山火山防災協議会、火山現象に対する情報
- 4章 災害予防： 観測及び調査研究、警戒区域の把握等、警戒体制の強化、避難体制の整備、二次災害の予防対策、通信施設の整備、火山防災知識の普及・啓発、防災訓練
- 5章 災害応急対策： 基本方針、災害情報収集・伝達、動員、災害広報、応急措置、避難対策、警戒区域の設定、救助救出、医療救護、道路等交通規制、障害物除去、自衛隊派遣要請、広域応援要請、大規模停電
- 6章 災害復旧・災害復興： 共通編による

## 事故災害編

- 1章 航空事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策
- 2章 鉄道事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策
- 3章 道路事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策、高速自動車国道事故対策、
- 4章 危険物等災害対策： 基本方針、危険物の定義、災害予防、災害応急対策
- 5章 大規模な火事災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策、災害復旧
- 6章 林野火災災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的等

- 計画の目的： ①基本法第42条に基づき「町の防災に万全を期す」ことを目的とする旨、②「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール。
- 計画の位置付け： 関連する法律・計画等との関係。
- 計画の構成： ①町地域防災計画における（編）構成、②計画の内容について概要。
- 計画の修正要領： ①修正の必要がある場合は防災会議に諮る旨、②災害教訓や研究成果、被害発生状況・災害対策状況を踏まえた継続的に修正の検討。

#### 第2節 計画の方針等

- 基本方針、基本目標の設定：①基本方針 災害に強いまちづくり、防災力の向上、応急復旧体制の確立、想定される災害編備え、②基本目標
- 基本目標達成のための方策： 基本方針に沿った方策
- 計画の効果的推進： 防災基本計画及び道地域防災計画に沿った推進要領

#### 第3節 防災関係機関等の処理 すべき事務又は業務の 大綱

- 安平町： 町長部局、教育委員会
- 指定地方行政機関： ①北海道総合通信局、②北海道財務局、③北海道厚生局、④北海道労働局、⑤北海道農政事務所、⑥北海道運輸局室蘭運輸支局、⑦東京航空局、⑧北海道地方測量部、⑨札幌管区气象台・室蘭地方气象台、⑩北海道地方環境事務所、⑪北海道防衛局
- 自衛隊： 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1大隊
- 北海道： ①胆振総合振興局地域創生部危機管理室、② // 建設管理部苫小牧出張所、③ // 保健環境部苫小牧保健所、④ // 森林室、⑤北海道脅威育委員会胆振教育局
- 北海道警察： 札幌方面苫小牧警察署
- 消防： 胆振東部消防組合消防署安平支署・追分出張所・安平消防団
- 指定公共機関： ①日本郵便株式会社北海道支社、②北海道旅客鉄道株式会社、③日本貨物鉄道株式会社北海道支社、④株式会社NTTドコモ北海道支社、⑤KDDI株式会社、⑥ソフトバンク株式会社、⑦楽天モバイル株式会社、⑧日本赤十字社北海道支部、⑨日本放送協会室蘭放送局、⑩日本通運株式会社札幌支店、⑪北海道電力株式会社道央支社・苫小牧支社、⑫北海道電力ネットワーク株式会社岩見沢支店・道央南総括支店
- 指定地方公共機関： ①ガス事業者、②一般社団法人苫小牧市医師会、③一般社団法人苫小牧歯科医師会、④一般法人北海道薬剤師会、⑤公益法人北海道獣医師会、⑥安平町土地改良区、⑦一般社団法人北海道バス協会・公益社団法人北海道トラック協会室蘭地区協会、⑧一般社団法人北海道警備業協会苫小牧支部、⑨公益社団法人北海道看護協会、⑩一般社団法人北海道LPガス協会、⑪一般社団法人北海道建設協会、⑫社会福祉法人北海道社会福祉協議会・社会福祉法人安平町社会福祉協議会
- 公共団体及び防災上重要な施設の管理者： ①とまこまい広域農業協同組合、②みなみ北海道農業共済組合、③安平町商工会、④安平町建設協会、⑤一般病院・診療所、⑥苫小牧広域森林組合、⑦危険物関係施設の管理者

#### 第4節 町民及び事業所の基本 的責務

- 町民の責務： ①平常時の備え、②災害時の備え、③災害緊急事態の布告があったときの協力
- 事務所の責務： ①平常時の備え、②災害時の備え
- 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進： ①地区防災計画の提案、②町地域防災計画への定め、③地区防災計画と個別避難計画の整合と一体的運用
- 町民運動の展開： 防災基本計画及び道地域防災計画に沿った展開要領

第2章 安平町の災害環境等

第1節  
安平町の地勢・気象・河川等

- 安平町の地勢：位置、面積、海拔、山、河川
- 安平町の地形・地質：①地形（区分）、②地質、③石狩低地東縁断層帯
- 気象：月平均気温・降雨量。

第2節  
社会的条件

- 人口の状況：①人口の推移、②1世帯当たり平均人員、③年齢階層別の状況、④外国人の状況
- 土地の利用状況：山林、田・畑、宅地
- 産業経済の状況：
- 交通網の状況：①道路、②鉄道

第3節  
風水害環境

- 主な風水害の概要：安平川水系における風水害被害
- 災害想定：①洪水 洪水浸水想定図・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域・重要水防箇所、②土砂災害 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区

第4節  
雪害環境

- 主な風水害の概要：災害事例なし、危険性について記述
- 災害想定：①積雪・ふぶきによる交通障害、②積雪による施設等の倒壊等、③その他、農作物の被害等

第5節  
火災環境

- 火災を取り巻く環境：①市街地等の状況（DIDなし、早来栄地区は準防火地域）、②野外堆積物の状況、③林野の状況、④消防の状況
- 町に影響を及ぼす火災：市街地部での大規模火災、林野火災

第6節  
原子力事故災害環境

- 町を取り巻く環境：①原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（該当地域外）、②UPZの範囲外の防護対策
- 原子力災害の想定：①道内における原子力発電所の概要、②町に影響を及ぼす想定

第3章 防災体制

概要、防災体制図

第1節  
安平町防災会議

- 町防災会議の組織：組織図
- 町防災会議の所掌事務：所掌事務
- 防災会議の運営：安平町防災会議条例の定めによる。

第2節  
町対策本部

- 本部の組織：
- 本部の設置基準等：①災害対策本部の設置基準（気象警報、大規模事故を含めて基準を設定）、②本部の設置（設置時の報告・設置場所・標識・廃止）
- 本部の運営：①本部会議、②部及び班の所掌事務、③本部の配備体制（配備基準）
- 災害警戒本部：①災害警戒本部の組織（災害対策本部を準用）、②災害警戒本部の設置基準、③災害警戒本部員会議の招集

第3節  
防災情報の通信体制

- 防災気象情報：①気象に関する特別警報・警報・注意報の種類、②キキクル、③水防活動用気象等警報及び注意報、④土砂災害警戒情報、⑤水防警報、⑥水位情報の通知、⑦気象情報等（早期注意情報・胆振地方気象情報・台風に関する気象情報・記録的短時間大雨情報・竜巻注意情報
- 異常現象を発見した者の措置等：①通報義務、②警察官等の通報、③市町村長の通報
- 気象官署組織等：気象官署、観測所

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第1節 防災知識の普及・啓発 及び防災教育

- 町民への防災思想・知識の普及・啓発：①方法、②啓発強化期間、③啓発を要する事項
- 町職員に対する防災教育：①普及・啓発の内容、②町長、町幹部職員に対する研修、③国・道が開催する防災研修等への参加促進
- 防災思想・知識の普及・啓発活動における要配慮者への配慮：一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等。
- 防災地理情報の整備及び防災に関する検証結果・調査分析結果等の収集・整理：①防災地理情報の整備、②防災に関する検証結果等の収集・整理
- 防災リーダー等の育成：①防災リーダーの活動内容、②対象者（女性・障がい者等を含む）、③育成要領

#### 第2節 防災訓練

- 町が主体となる防災訓練：①訓練の種別、②実施基準
- 要配慮者利用施設における防災訓練：①福祉施設等における防災訓練、②学校における訓練
- 町民、自主防災組織、事業所等の訓練：実施の例

#### 第3節 物資及び防災資機材の 整備・確保

- 食料、生活必需品等の備蓄及び調達運用体制の整備：①町民による備蓄の推進、②町の備蓄（備蓄品目・備蓄目標）、③給水体制の整備
- 防災資機材の整備：①防災資機材の備蓄、②給水資器材等の備蓄
- 防災倉庫の整備：①防災倉庫の状況、②防災備蓄倉庫の整備

#### 第4節 相互応援(受援)体制の 整備

- 他自治体との相互応援体制の整備：①相互応援協定を実施する体制の整備、②応援職員に対する後方支援体制の整備、③応急対策職員派遣体制の整備
- 災害時応援協定の締結：災害時応援協定の締結促進と連携強化、遠方自治体との協定締結の考慮
- 災害時受援計画：受援計画の作成に努める。
- 防災関係機関等との連携体制の強化：①緊急消防援助隊・自衛隊の活動、②緊急医療、③給水、④食料品等の物資補給、⑤石油燃料の確保、⑥緊急輸送、⑦建築物対策、⑧防疫・衛生、⑨し尿・ごみ処理、⑩要配慮者対策
- ボランティア活動の環境整備：風水害対策編（作成中）による。

#### 第5節 地域防災力の充実

- 町民・事業所における対策：①町民の対策（災害対策の一例）、②事業所の対策
- 自主防災組織の育成等：①現状等（自主防災組織活動カバー率72.7%）、②自主防災組織設立の推進（事業所も含む）、③自主防災組織の育成・強化（活動の一例・町による支援）
- 消防団・防火クラブの活性化：①災害ボランティアの受入れ体制の整備（災害ボランティアとの連携強化、災害ボランティア活動の環境等の充実、災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備）

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第6節 避難体制の整備

- 避難実施・誘導體制の整備：①避難基準の設定等、②避難指示等伝達手段の整備、③避難誘導體制の確立、④避難行動要支援者等対策、⑤帰宅困難者対策、⑥町外避難者受入対策、⑦広域避難、広域一時滞在対策、⑧避難に対する知識の周知徹底
- 指定緊急避難場所、否定品南所及び指定福祉避難所の確保：①指定緊急避難場所の確保等、②避難所の確保、③指定避難所の整備
- 避難計画の策定：①避難運営、②避難者の把握
- 防災上重要な施設等の管理：学校、医療機関、社会福祉施設における留意事項
- 公共用地等の有効活用への配慮：北海道財務局、道、町は相互に連携

#### 第7節 避難行動要支援者対策

- 地域における安全対策：①避難行動要支援者に対する支援体制の構築、②名簿の整備、③個別避難計画の整備、④福祉避難所の整備
- 社会福祉施設等における安全体制の確保：①施設の整備、②非常災害に関する計画の作成、③浸水想定区域、土砂災害警戒区域の情報提供等、④防災教育・防災訓練の充実
- 外国人に対する防災対策：①外国人への防災知識の普及、②地域における安全体制の確保、③災害時外国人サポーター等の協力者の確保、④災害時における外国人支援体制の整備

#### 第8節 情報収集・伝達体制整備

- 町の対策：①非常通信の整備、②多様な情報発信手段の整備
- 各防災関係機関等の対策：①関係機関等、②電話電信事業者、③放送事業者

#### 第9節 建築物等災害予防

- 建築物防災の現状：早来栄地区において準防火地域が指定
- 予防対策：①準防火地域における不燃化隊悪の推進、②住宅・建築物の耐震化（安平町耐震改修促進計画の推進等）、③防災上重要な公共建築物の災害予防対策、④建築物応急危険度判定体制の整備、⑤石綿含有建材使用建築物への予防対策、⑥その他の安全対策（ブロック塀、エレベーター）

#### 第10節 消防計画

- 消防体制の整備：①火災予防の徹底、②ヘリコプターによる救急・救助体制の整備
- 消防力の整備：①組織力の強化、②消防施設の整備、③消防水利の確保・整備、④救急・救助力の強化
- 消防職員及び消防団員の教育訓練：消防組合本部が教育訓練の基準に基づき実施
- 広域消防応援体制の整備：必要に応じ他の消防機関、市町村、他都府県及び国に要請

#### 第11節 水害予防

- 予防対策：①住民への情報伝達体制の整備、②水防資器材の整備、③洪水浸水想定区域の指定等（洪水浸水想定区域の指定状況、水位到達情報等の伝達方法、避難施設その他避難場所及び避難経路、避難訓練の実施、洪水浸水想定区域内に所在する施設の指定）、④施設等の水害予防対策
- 水防計画：水防法に基づき、水防計画を作成

#### 第12節 風害予防

- 予防対策：①情報収集・伝達体制の整備、②公共施設等における安全措置、③農産物等の風害防止

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第13節 雪害予防

- 町の体制： ①除雪路線実施区分、②排雪、③なだれ防止、④庁内連絡調整会議
- 予防対策： ①情報収集・伝達体制の整備、②公共施設等における安全措置、③農産物等の風害防止
- 警戒体制： 本部の設置、孤立車の救出の基準
- 各交通機関の措置： ①バス、②鉄道
- 町民への啓発： 被害防止に関する情報を町民に対し周知・啓発

#### 第14節 融雪災害予防

- 町の体制： 北海道融雪災害対策実施要綱に準じて対策
- 予防対策： ①気象情報及び積雪情報の把握、②融雪出水対策、③なだれ等対策、④交通の確保、⑤広報活動
- 応急対策： ①町の措置、②避難・救出の措置、③災害対策本部の設置

#### 第15節 土砂災害予防

- 現況： 「安平町の風水害環境」による。
- 予防対策： ①予防対策、②形態別予防計画
- 町の予防対策： ①土砂災害警戒情報の収集及び伝達、②土砂災害警戒区域等に係る対策（避難情報発表の基準、警戒区域ごとの避難体制、土砂災害警戒区域の周知）、③町民の防災意識の高揚、防災訓練

#### 第16節 積雪・寒冷対策

- 積雪対策の推進： 北海道雪害対策実施要綱に準じて対策
- 交通の確保： ①除雪体制の強化、②積雪寒冷地に適した道路整備の促進、③航空輸送の確保（孤立が予想される地域のヘリポート確保）
- 雪に強いまちづくりの推進： ①家屋倒壊の防止、②融雪期における指定避難所・避難路の確保、③転回路の整備
- 寒冷対策の推進： ①被災者及び避難者対策、②避難所対策、③避難所運営、④住宅対策

#### 第17節 複合災害

- 予防対策： ①複合災害に関する防災知識の普及、②複合災害発生時の災害想定の実施、③防災施設の整備等、④非常通信体制の整備、⑤避難対策、⑥災害時医療体制の整備、⑦要配慮者対策、⑧緊急輸送体制の整備
- 応急対策： ①情報収集・伝達、②交通規制、③道路の修復等、④避難所の再配置

#### 第18節 業務継続計画

- 業務継続計画（BCP）の概要： 【作成中】
- 業務継続計画： ①基本方針、②業務継続計画の対象、③業務継続計画の発動、④災害想定、⑤非常時優先業務の選定、⑥業務執行体制の確保、⑦業務執行環境の整備、⑧計画の芸属的な改善

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的等

- 計画の目的： ①基本法第42条に基づき「町の防災に万全を期す」ことを目的とする旨、②「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール。
- 計画の位置付け： 関連する法律・計画等との関係。
- 計画の構成： ①町地域防災計画における（編）構成、②計画の内容について概要。
- 計画の修正要領： ①修正の必要がある場合は防災会議に諮る旨、②災害教訓や研究成果、被害発生状況・災害対策状況を踏まえた継続的に修正の検討。

#### 第2節 計画の方針等

- 基本方針、基本目標の設定： ①基本方針 災害に強いまちづくり、防災力の向上、応急復旧体制の確立、想定される災害編備え、②基本目標
- 基本目標達成のための方策： 基本方針に沿った方策
- 計画の効果的推進： 防災基本計画及び道地域防災計画に沿った推進要領

#### 第3節 防災関係機関等の処理 すべき事務又は業務の 大綱

- 安平町： 町長部局、教育委員会
- 指定地方行政機関： ①北海道総合通信局、②北海道財務局、③北海道厚生局、④北海道労働局、⑤北海道農政事務所、⑥北海道運輸局室蘭運輸支局、⑦東京航空局、⑧北海道地方測量部、⑨札幌管区気象台・室蘭地方気象台、⑩北海道地方環境事務所、⑪北海道防衛局
- 自衛隊： 陸上自衛隊第7師団第7特科連隊第1大隊
- 北海道： ①胆振総合振興局地域創生部危機管理室、② // 建設管理部苫小牧出張所、③ // 保健環境部苫小牧保健所、④ // 森林室、⑤北海道脅威育委員会胆振教育局
- 北海道警察： 札幌方面苫小牧警察署
- 消防： 胆振東部消防組合消防署安平支署・追分出張所・安平消防団
- 指定公共機関： ①日本郵便株式会社北海道支社、②北海道旅客鉄道株式会社、③日本貨物鉄道株式会社北海道支社、④株式会社NTTドコモ北海道支社、⑤KDDI株式会社、⑥ソフトバンク株式会社、⑦楽天モバイル株式会社、⑧日本赤十字社北海道支部、⑨日本放送協会室蘭放送局、⑩日本通運株式会社札幌支店、⑪北海道電力株式会社道央支社・苫小牧支社、⑫北海道電力ネットワーク株式会社岩見沢支店・道央南総括支店
- 指定地方公共機関： ①ガス事業者、②一般社団法人苫小牧市医師会、③一般社団法人苫小牧歯科医師会、④一般法人北海道薬剤師会、⑤公益法人北海道獣医師会、⑥安平町土地改良区、⑦一般社団法人北海道バス協会・公益社団法人北海道トラック協会室蘭地区協会、⑧一般社団法人北海道警備業協会苫小牧支部、⑨公益社団法人北海道看護協会、⑩一般社団法人北海道LPガス協会、⑪一般社団法人北海道建設協会、⑫社会福祉法人北海道社会福祉協議会・社会福祉法人安平町社会福祉協議会
- 公共団体及び防災上重要な施設の管理者： ①とまこまい広域農業協同組合、②みなみ北海道農業共済組合、③安平町商工会、④安平町建設協会、⑤一般病院・診療所、⑥苫小牧広域森林組合、⑦危険物関係施設の管理者

#### 第4節 町民及び事業所の基本 的責務

- 町民の責務： ①平常時の備え、②災害時の備え、③災害緊急事態の布告があったときの協力
- 事務所の責務： ①平常時の備え、②災害時の備え
- 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進： ①地区防災計画の提案、②町地域防災計画への定め、③地区防災計画と個別避難計画の整合と一体的運用
- 町民運動の展開： 防災基本計画及び道地域防災計画に沿った展開要領

第2章 安平町の災害環境等

第1節  
安平町の地勢・気象・河川等

- 安平町の地勢：位置、面積、海拔、山、河川
- 安平町の地形・地質：①地形（区分）、②地質、③石狩低地東縁断層帯
- 気象：月平均気温・降雨量。

第2節  
社会的条件

- 人口の状況：①人口の推移、②1世帯当たり平均人員、③年齢階層別の状況、④外国人の状況
- 土地の利用状況：山林、田・畑、宅地
- 産業経済の状況：
- 交通網の状況：①道路、②鉄道

第3節  
風水害環境

- 主な風水害の概要：安平川水系における風水害被害
- 災害想定：①洪水 洪水浸水想定図・浸水継続時間・家屋倒壊等氾濫想定区域・重要水防箇所、②土砂災害 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区

第4節  
雪害環境

- 主な風水害の概要：災害事例なし、危険性について記述
- 災害想定：①積雪・ふぶきによる交通障害、②積雪による施設等の倒壊等、③その他、農作物の被害等

第5節  
火災環境

- 火災を取り巻く環境：①市街地等の状況（DIDなし、早来栄地区は準防火地域）、②野外堆積物の状況、③林野の状況、④消防の状況
- 町に影響を及ぼす火災：市街地部での大規模火災、林野火災

第6節  
原子力事故災害環境

- 町を取り巻く環境：①原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（該当地域外）、②UPZの範囲外の防護対策
- 原子力災害の想定：①道内における原子力発電所の概要、②町に影響を及ぼす想定

第3章 防災体制

概要、防災体制図

第1節  
安平町防災会議

- 町防災会議の組織：組織図
- 町防災会議の所掌事務：所掌事務
- 防災会議の運営：安平町防災会議条例の定めによる。

第2節  
町対策本部

- 本部の組織：
- 本部の設置基準等：①災害対策本部の設置基準（気象警報、大規模事故を含めて基準を設定）、②本部の設置（設置時の報告・設置場所・標識・廃止）
- 本部の運営：①本部会議、②部及び班の所掌事務、③本部の配備体制（配備基準）
- 災害警戒本部：①災害警戒本部の組織（災害対策本部を準用）、②災害警戒本部の設置基準、③災害警戒本部員会議の招集

第3節  
防災情報の通信体制

- 防災気象情報：①気象に関する特別警報・警報・注意報の種類、②キキクル、③水防活動用気象等警報及び注意報、④土砂災害警戒情報、⑤水防警報、⑥水位情報の通知、⑦気象情報等（早期注意情報・胆振地方気象情報・台風に関する気象情報・記録的短時間大雨情報・竜巻注意情報）
- 異常現象を発見した者の措置等：①通報義務、②警察官等の通報、③市町村長の通報
- 気象官署組織等：気象官署、観測所

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第1節 防災知識の普及・啓発 及び防災教育

- 町民への防災思想・知識の普及・啓発：①方法、②啓発強化期間、③啓発を要する事項
- 町職員に対する防災教育：①普及・啓発の内容、②町長、町幹部職員に対する研修、③国・道が開催する防災研修等への参加促進
- 防災思想・知識の普及・啓発活動における要配慮者への配慮：一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等。
- 防災地理情報の整備及び防災に関する検証結果・調査分析結果等の収集・整理：①防災地理情報の整備、②防災に関する検証結果等の収集・整理
- 防災リーダー等の育成：①防災リーダーの活動内容、②対象者（女性・障がい者等を含む）、③育成要領

#### 第2節 防災訓練

- 町が主体となる防災訓練：①訓練の種別、②実施基準
- 要配慮者利用施設における防災訓練：①福祉施設等における防災訓練、②学校における訓練
- 町民、自主防災組織、事業所等の訓練：実施の例

#### 第3節 物資及び防災資機材の 整備・確保

- 食料、生活必需品等の備蓄及び調達運用体制の整備：①町民による備蓄の推進、②町の備蓄（備蓄品目・備蓄目標）、③給水体制の整備
- 防災資機材の整備：①防災資機材の備蓄、②給水資器材等の備蓄
- 防災倉庫の整備：①防災倉庫の状況、②防災備蓄倉庫の整備

#### 第4節 相互応援(受援)体制の 整備

- 他自治体との相互応援体制の整備：①相互応援協定を実施する体制の整備、②応援職員に対する後方支援体制の整備、③応急対策職員派遣体制の整備
- 災害時応援協定の締結：災害時応援協定の締結促進と連携強化、遠方自治体との協定締結の考慮
- 災害時受援計画：受援計画の作成に努める。
- 防災関係機関等との連携体制の強化：①緊急消防援助隊・自衛隊の活動、②緊急医療、③給水、④食料品等の物資補給、⑤石油燃料の確保、⑥緊急輸送、⑦建築物対策、⑧防疫・衛生、⑨し尿・ごみ処理、⑩要配慮者対策
- ボランティア活動の環境整備：風水害対策編（作成中）による。

#### 第5節 地域防災力の充実

- 町民・事業所における対策：①町民の対策（災害対策の一例）、②事業所の対策
- 自主防災組織の育成等：①現状等（自主防災組織活動カバー率72.7%）、②自主防災組織設立の推進（事業所も含む）、③自主防災組織の育成・強化（活動の一例・町による支援）
- 消防団・防火クラブの活性化：①災害ボランティアの受入れ体制の整備（災害ボランティアとの連携強化、災害ボランティア活動の環境等の充実、災害ボランティアセンター設置・運営体制の整備）

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第6節 避難体制の整備

- 避難実施・誘導體制の整備：①避難基準の設定等、②避難指示等伝達手段の整備、③避難誘導體制の確立、④避難行動要支援者等対策、⑤帰宅困難者対策、⑥町外避難者受入対策、⑦広域避難、広域一時滞在対策、⑧避難に対する知識の周知徹底
- 指定緊急避難場所、否定品南所及び指定福祉避難所の確保：①指定緊急避難場所の確保等、②避難所の確保、③指定避難所の整備
- 避難計画の策定：①避難運営、②避難者の把握
- 防災上重要な施設等の管理：学校、医療機関、社会福祉施設における留意事項
- 公共用地等の有効活用への配慮：北海道財務局、道、町は相互に連携

#### 第7節 避難行動要支援者対策

- 地域における安全対策：①避難行動要支援者に対する支援体制の構築、②名簿の整備、③個別避難計画の整備、④福祉避難所の整備
- 社会福祉施設等における安全体制の確保：①施設の整備、②非常災害に関する計画の作成、③浸水想定区域、土砂災害警戒区域の情報提供等、④防災教育・防災訓練の充実
- 外国人に対する防災対策：①外国人への防災知識の普及、②地域における安全体制の確保、③災害時外国人サポーター等の協力者の確保、④災害時における外国人支援体制の整備

#### 第8節 情報収集・伝達体制整備

- 町の対策：①非常通信の整備、②多様な情報発信手段の整備
- 各防災関係機関等の対策：①関係機関等、②電話電信事業者、③放送事業者

#### 第9節 建築物等災害予防

- 建築物防災の現状：早来栄地区において準防火地域が指定
- 予防対策：①準防火地域における不燃化隊悪の推進、②住宅・建築物の耐震化（安平町耐震改修促進計画の推進等）、③防災上重要な公共建築物の災害予防対策、④建築物応急危険度判定体制の整備、⑤石綿含有建材使用建築物への予防対策、⑥その他の安全対策（ブロック塀、エレベーター）

#### 第10節 消防計画

- 消防体制の整備：①火災予防の徹底、②ヘリコプターによる救急・救助体制の整備
- 消防力の整備：①組織力の強化、②消防施設の整備、③消防水利の確保・整備、④救急・救助力の強化
- 消防職員及び消防団員の教育訓練：消防組合本部が教育訓練の基準に基づき実施
- 広域消防応援体制の整備：必要に応じ他の消防機関、市町村、他都府県及び国に要請

#### 第11節 水害予防

- 予防対策：①住民への情報伝達体制の整備、②水防資器材の整備、③洪水浸水想定区域の指定等（洪水浸水想定区域の指定状況、水位到達情報等の伝達方法、避難施設その他避難場所及び避難経路、避難訓練の実施、洪水浸水想定区域内に所在する施設の指定）、④施設等の水害予防対策
- 水防計画：水防法に基づき、水防計画を作成

#### 第12節 風害予防

- 予防対策：①情報収集・伝達体制の整備、②公共施設等における安全措置、③農産物等の風害防止

# 安平町地域防災計画共通編の概要

## 地域防災計画共通編

### 第4章 災害予防

概要、留意事項等（「訓練研修等を通じた顔の見える関係の構築」、「タイムラインの作成・見直し、効果的な運用」）

#### 第13節 雪害予防

- 町の体制： ①除雪路線実施区分、②排雪、③なだれ防止、④庁内連絡調整会議
- 予防対策： ①情報収集・伝達体制の整備、②公共施設等における安全措置、③農産物等の風害防止
- 警戒体制： 本部の設置、孤立車の救出の基準
- 各交通機関の措置： ①バス、②鉄道
- 町民への啓発： 被害防止に関する情報を町民に対し周知・啓発

#### 第14節 融雪災害予防

- 町の体制： 北海道融雪災害対策実施要綱に準じて対策
- 予防対策： ①気象情報及び積雪情報の把握、②融雪出水対策、③なだれ等対策、④交通の確保、⑤広報活動
- 応急対策： ①町の措置、②避難・救出の措置、③災害対策本部の設置

#### 第15節 土砂災害予防

- 現況： 「安平町の風水害環境」による。
- 予防対策： ①予防対策、②形態別予防計画
- 町の予防対策： ①土砂災害警戒情報の収集及び伝達、②土砂災害警戒区域等に係る対策（避難情報発表の基準、警戒区域ごとの避難体制、土砂災害警戒区域の周知）、③町民の防災意識の高揚、防災訓練

#### 第16節 積雪・寒冷対策

- 積雪対策の推進： 北海道雪害対策実施要綱に準じて対策
- 交通の確保： ①除雪体制の強化、②積雪寒冷地に適した道路整備の促進、③航空輸送の確保（孤立が予想される地域のヘリポート確保）
- 雪に強いまちづくりの推進： ①家屋倒壊の防止、②融雪期における指定避難所・避難路の確保、③転回路の整備
- 寒冷対策の推進： ①被災者及び避難者対策、②避難所対策、③避難所運営、④住宅対策

#### 第17節 複合災害

- 予防対策： ①複合災害に関する防災知識の普及、②複合災害発生時の災害想定の実施、③防災施設の整備等、④非常通信体制の整備、⑤避難対策、⑥災害時医療体制の整備、⑦要配慮者対策、⑧緊急輸送体制の整備
- 応急対策： ①情報収集・伝達、②交通規制、③道路の修復等、④避難所の再配置

#### 第18節 業務継続計画

- 業務継続計画（BCP）の概要： 【作成中】
- 業務継続計画： ①基本方針、②業務継続計画の対象、③業務継続計画の発動、④災害想定、⑤非常時優先業務の選定、⑥業務執行体制の確保、⑦業務執行環境の整備、⑧計画の芸属的な改善

### 3 町水防計画の概要

# 安平町地域防災計画の構成(案)

## 地域防災計画

### 資料編

## 本編(共通編)

- 総則： 目的、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、町の災害環境
- 防災組織：
- 災害予防： 町民の心構え、防災知識の普及・啓発、自主防災組織の育成、防災訓練、避難体制の整備、物資・資器材の整備・確保、受援体制整備、避難行動要支援者、火災予防、危険物等災害予防、建築物等災害予防、積雪関連対策、業務継続計画、複合災害
- 災害応急対策： 活動体制、災害情報収集・伝達、広報、避難対策、救助救出、災害警備、交通応急対策、輸送、ヘリコプター等活用、食料供給、衣料・生活必需品等物資供給、石油燃料の供給、生活関連施設対策、医療救護、防疫、廃棄物処理、家庭動物対策、文教対策、被災建築物安全対策、被災宅地安全対策、行方不明者の捜索、遺体の収容・処理・埋葬、障害物除去、広域応援・受援、自衛隊災害派遣要請、ボランティアとの連携、災害救助法の適用
- 災害復旧・災害復興： 基本的方向の決定、住民生活の早期再建、復旧事業の推進、復興計画

## 地震災害編

- 総則： 目的、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、町の災害環境、震災に対する調査研究
- 災害予防： 町民の心構え、地震に強いまちづくり、地震津波に関する防災知識の普及・啓発地震火災対策、他は共通編による
- 災害応急対策： 活動体制、地震津波情報の伝達、地震火災対策、他は共通編による
- 災害復旧・災害復興： 共通編による

## 火山災害編

- 総則： 目的、位置付け、方針、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 火山の概況、災害の想定： 火山の概況、過去の火山活動、災害の想定
- 防災体制： 安平町災害対策本部、樽前山火山防災協議会、火山現象に対する情報
- 災害予防： 観測及び調査研究、警戒区域の把握等、警戒体制の強化、避難体制の整備、二次災害の予防対策、通信施設の整備、火山防災知識の普及・啓発、防災訓練
- 災害応急対策： 基本方針、災害情報収集・伝達、動員、災害広報、応急措置、避難対策、警戒区域の設定、救助救出、医療救護、道路等交通規制、障害物除去、自衛隊派遣要請、広域応援要請、大規模停電
- 災害復旧・災害復興： 共通編による

## 事故災害編

- 航空事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策
- 鉄道事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策
- 道路事故災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策、高速自動車国道事故対策、
- 危険物等災害対策： 基本方針、危険物の定義、災害予防、災害応急対策
- 大規模な火事災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策、災害復旧
- 林野火災災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策
- 林野火災災害対策： 基本方針、災害予防、災害応急対策

## 水防計画

### 資料編

- |          |                 |             |             |                 |
|----------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|
| ■ 総則     | ■ 水位等の観測、通報及び公表 | ■ 水防施設及び輸送  | ■ 費用負担と公用負担 | ■ 水防協力団体：       |
| ■ 水防組織   | ■ 気象予報等の情報収集    | ■ 水防活動      | ■ 水防報告      | ■ 浸水想定区域等における円滑 |
| ■ 重要水防箇所 | ■ ダム・水門等の操作     | ■ 水防信号、水防標識 | ■ 水防訓練      | かつ迅速な避難の確保等     |
| ■ 予報及び警報 | ■ 通信連絡          | ■ 協力及び応援    | ■ 災害補償      | ■ 水防計画及び作成要領    |

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

水防法第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる安平町が、第33条第1項の規定に基づき、本町における水防事務の調査の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

#### 第2節 用語の定義

■ 別表1「水防用語の定義」

#### 第3節 水防の責任及び処理すべき業務の大綱

- 水防の責任： 町は、町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第3条）
- 処理すべき事務又は業務の大綱： ①町、②道、③国土交通省（北海道開発局室蘭建設管理部）、④河川管理者、⑤気象庁（室蘭地方気象台）、⑥居住者等、⑦水防協力団体
- 別表2「水防に関する関係機関一覧表」

#### 第4節 安全配慮

- 洪水又は内水において、水防に従事するものは、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防（消防）団員自身の安全は確保しなければならない。
- 留意事項：①ライフジャケット着用、②安否確認のための通信機器携行、③ラジオ等を携行し最新の気象情報を入手、④疲労起因の事故防止のための交代、⑤複数人での活動、⑥監視員の配置、⑦指揮者等の現場状況把握と必要に応じた具体的指示、⑧活動可能な時間帯の明示、⑨避難方法・場所・合図の徹底、⑩出水期前の安全確保研修

### 第2章 水防組織

#### 第1節 町の組織

- 水防組織は、総務対策部、建設対策部、経済対策部、消防部及び消防団をもって充てる
- 地域の分担は、消防部にあつては安平支署及び追分出張所、消防団にあつては各分団の管轄区域をそれぞれの担任地域とする。

#### 第2節 水防本部の事務分掌

■ 災害対策本部における事務分掌に準じて行う。

#### 第3節 消防機関の組織

■ 消防機関の組織： 胆振東部消防組合の組織機構

#### 第4節 北海道大規模氾濫減災協議会

- 知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を、次に掲げる者をもって組織する。
- 北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第3章 重要水防箇所

#### 重要水防箇所

- 町長は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。
- 重要水防箇所（水系名 安平川 河川名 安平川）
- 別表3-1「基準水位観測所及び水位周知区間」
- 別表3-2「水防警報区」（洪水・津波）
- 別表3-3「主要水位・雨量観測所一覧表」

### 第4章 予報及び警報

#### 第1節 水防活動に用いられる 予報及び警報の種類

- 警報等の種類及び発表機関
- 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

#### 第2節 室蘭地方気象台が発表 又は伝達する注意報と 警報

- 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報
- 警報・注意報発表基準：①安平町の属する区分、②大雨注意報・警報の基準、③警報等の伝達経路及び手段、

#### 第3節 水位周知河川における 水位到達情報

- 種類及び発表基準：①種類及び発表基準（安平川）、②水位の危険度レベル、水位の名称等
- 道が行う水位到達基準の通知：①水位周知河川、②通報系統図

#### 第4節 水防警報

- 安全確保の原則：水防警報は、洪水によって災害が発生する恐れがあるときは、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 道が行う洪水時の河川に関する水防警報：待機、準備、出動、警戒（指示）、解除
- 道が行う水防警報伝達系統図
- 町が行う水防警報伝達系統 町は、あらゆる手段を講じて関係各所に対して速やかに水防警報を伝達する。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第5章 水位等の観測、通報及び公表

#### 第1節 水位の観測、通報及び 公表

- 水位観測所： ①安平川 安平橋、②安平川 源武橋
- 水位の通報： ①水位等通報系統図、②水位等通報系統図（異常現象発見時、町から住民）

#### 第2節 雨量の観測及び通報

- 雨量観測所：①安平、②安平橋、③追分
- 雨量の通報： 「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されることにより関係機関に通報される。
- 障害時の雨量の通報： 道が所管する観測所の雨量が、降雨開始から24時間以内に60mm以上、または1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したときで、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できない場合は、電話、FAX、電子メールにより通報される。

### 第6章 気象予報等の情報収集

#### 第1節 気象予報及び警報、雨量・水量情報等の収集

- 水防管理者または水防に関係のある期間は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、水防警報等の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。
- 市町村向け情報提供：市町村向け川の防災情報、海の防災情報、気象庁ホームページ
- 一般市民向け情報提供：川の防災情報、防災対策支援システム、気象庁ホームページ等

#### 第2節 気象状況等の種類

- 早期注意情報（警報級の可能性）
- 地方気象情報
- 台風に関する諸情報
- 記録的短時間大雨情報
- 竜巻注意情報

### 第7章 ダム・水門等の操作

#### 第1節 ダム

- 瑞穂ダムの概要
- ダム操作
- ダム情報連絡系統

#### 第2節 樋門等

- 樋門の設置場所：別表4「樋門・樋管一覧表」
- 樋門等の操作：基本方針に沿った方策

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第8章 通信連絡

#### 第1節 水防通信の確保

- 水防通信の確保： ①通信連絡施設等の整備強化、②安平町における通信連絡、③連絡責任者
- 災害時優先電話の利用： 法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき災害時有線通信を利用
- 電気通信設備の優先利用： 水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

### 第9章 水防施設及び輸送

#### 第1節 水防倉庫及び水防資材

- 水防倉庫及び水防資材： ①追分水防倉庫、②早来水防倉庫（研修センター）、総合庁舎機器室、別表5-1「水防資器材保有一覧表」
- 水防倉庫の調査
- 水防資材不足時の対応

#### 第2節 輸送経路等の確保

- 輸送経路の確保
- 輸送計画： 地域防災計画による。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第10章 水防活動

#### 第1節 水防非常配備等

- 非常配備体制： 地域防災計画共通編第3章第2節「安平町災害対策本部」を準用。
- 非常配備を指令したときの措置
- 水防団の非常配備体制： ①出動準備、②出動

#### 第2節 巡視及び警戒

- 平常時 水防管理者等による区域内の巡視。水防上危険があると認められるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 出水時（洪水）： 重要水防箇所を中心とした巡視
- 計画の効果的推進： 防災基本計画及び道地域防災計画に沿った推進要領

#### 第3節 水防作業

- 水防作業： 堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ適切に作業を実施する。平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させて、災害時において最も適切な作業が即時に実施できるように努める。
- 水防工法： 水防工法の種類は資料3

#### 第4節 緊急通行

- 水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び書房機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通のように供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### 第5節 警戒区域の指定

- 警戒区域の設定： 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 警察官の警戒区域の設定： 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。
- 警戒区域設定報告： 警戒区域を設定したときは、水防管理者、安平消防支署長又は苫小牧警察署長に報告する。

#### 第6節 避難のための立ち退き

- 避難及び立ち退きの指示： ①苫小牧警察署長への通知、②胆振総合振興局長への報告、③一般への周知
- 警察官の避難の指示： 水防管理者が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または水防管理者からの要求があったとき。
- 避難場所の指定及び避難者等の輸送： 地域防災計画風水害編による。

#### 第7節 決壊・越水の通報

- 決壊通報： 決壊時に関係機関等へ通知。
- 決壊・越水時等の通報華等： ①堤防等の決壊・越水等通報系統図、②異常かつ重大な状況における通報系統図
- 決壊後の処置

#### 第8節 水防配備の解除

- 水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、関係機関に通知するものとする。
- 配備を解除したときは、胆振総合振興局長を通じ知事に報告する。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

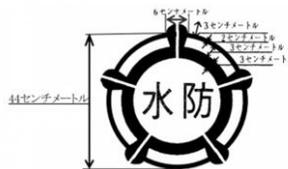
### 第11章 水防信号、水防標識等

#### 第1節 水防信号

- 水防信号： 地震による堤防の漏水、沈下等の場合も準じて取り扱う。

#### 第2節 水防標識

- 水防のために出動する車両の標識



#### 第3節 身分査証

- 水防管理団体の職員の身分査証： 水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する町の職員等の身分証明書

### 第12章 協力及び応援

#### 第1節 知事の協力が必要な事項

- 協力内容： ①河川に関する情報の提供、②氾濫想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、③重要水防箇所の合同点検の実施、④水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加、⑤応急復旧資材又は備蓄資材の提供、⑥水防に関する情報又は資料を収集し、職員を派遣

#### 第2節 水防管理団体相互の協力

- 水防のために緊急の必要があるときは、水防管理者は、隣接市町の水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。

#### 第3節 警察官の援助要求

- 援助要求： ①警戒区域の監視、②警察官の出動、③警察通信施設の使用

#### 第4節 警察官の援助要求

- 災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町地域防災計画風水害編第5章第4節「自衛隊派遣要請」に基づき、胆振総合振興局長に対して派遣要請を要求するものとする。

#### 第5節 国(室蘭開発建設部、室蘭地方气象台)及び北海道(胆振総合振興局)との連携

- 洪水等により甚大な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じて職員の派遣(リエゾン派遣)を要請するものとする。
- 洪水等の発生のおそれが高まった場合には、ホットラインによる情報提供を受け、避難情報の発令や水防活動に活用するものとする。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第13章 費用負担と公用負担

#### 第1節 費用負担

- 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
- 他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

#### 第2節 公用負担

- 公用負担： ①必要な土地の一時使用、②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用、③車両その他の運搬用器材の使用、④排水用機器の使用、⑤工作物その他の障害物の処分
- 公用負担権限委任証： 公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。
- 公用負担命令書： 公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者またはこれに準ずる者に交付するものとする。

### 第14章 水防報告等

#### 第1節 水防記録

- 水防作業員が出動したときは、水防管理者は水防記録を作成し、保管するものとする。

#### 第2節 水防報告

- 水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに胆振総合振興局長に報告するとともに、胆振総合振興局長は、当該水防管理者からの報告について、国（室蘭建設管理部）に報告するものとする。  
①消防機関を出動させたとき、②他の水防管理団体に応援を要請したとき、③その他必要と認める事態が発生したとき、

#### 第3節 水防活動実施報告

- 水防活動が終了したときは、速やかに記録を整理するとともに、次の様式により調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成のうえ、所定の期日までに胆振総合振興局長（建設管理部）に提出するものとする。

### 第15章 水防訓練

- 年1回以上なるべく出水期前に、消防職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、法第35条の規定により、随時、町地域防災計画に基づき、適時訓練を実施するものとする。
- 必要により河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第16章 災害補償

- 水防団（消防団）及び法第24条の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、「市町村消防団等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）」の定めるところにより保証するものとする。

### 第17章 水防協力団体

#### 第1節 水防協力団体の指定

- 計画の目的： ①基本法第42条に基づき「町の防災に万全を期す」ことを目的とする旨、②「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール。
- 計画の位置付け： 関連する法律・計画等との関係。
- 計画の構成： ①町地域防災計画における（編）構成、②計画の内容について概要。
- 計画の修正要領： ①修正の必要がある場合は防災会議に諮る旨、②災害教訓や研究成果、被害発生状況・災害対策状況を踏まえた継続的に修正の検討。

#### 第2節 水防協力団体の業務

- 水防協力団体の業務  
①水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること、②水防に必要な器具、資材または設備を保管し、及び提供すること、③水防に関する情報または資料を収集し、及び提供すること、④水防に関する調査研究を行うこと、⑤水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと、⑥前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと

#### 第3節 水防団等との連携

- 水防協力団体は、水防団及び消防機関との密接な連携の下に上記第2節に掲げる業務を行う

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

#### 第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

- 北海道開発局及び道により、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は、浸水想定地域として指定され、指定の区域及び想定される水深が公表されるとともに、関係市町村の長に通知される。
- 町内の浸水想定区域の指定状況は、「安平町防災ハザードマップ」（令和4年3月）による。

#### 第2節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

- 町防災会議は、水位周知河川について、町防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。
  - 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
  - 2 避難施設、その他の避難場所及び避難路その他避難路に関する事項
  - 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項。また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請
  - 4 浸水想定区域内に要配慮者施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者は洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設にあっては、施設の名称及び所在地

#### 第3節 要配慮者利用施設の確保のための計画の作成等

- 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令でさだめるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。
- 町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者の利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。町内の対象となる施設は別表6のとおり。

#### 第4節 洪水ハザードマップ等の配布等

- 町長は、町地域防災計画において定められた事項及び「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）の規定による洪水時において土砂災害を防止するため認められる事項を住民に周知させるため、浸水想定区域に変更や修正があった場合は、ハザードマップを最新の状況を反映したものに更新するものとする。
- 資料4-1 浸水想定区域図 ※安平町防災ハザードマップによる

#### 第5節 住民への周知

- 町は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その推進その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページの記載その他適切な方法により、町民が常に知りえる状態にしておくものとする。

#### 第6節 浸水被害軽減地区

- 浸水被害軽減地区は、水防管理者である町長が、浸水の拡大を抑制する効果があると認めるものを指定した地区である。なお、河川管理者に対して浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を求めることができる。

# 安平町水防計画の概要

## 水防計画

### 第19章 指定水防管理団体の水防計画

#### 第1節 指定水防管理団体の水防計画

■ 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、毎年、道の水防計画に応じて、出水期までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならない。計画を変更するときは、あらかじめ町防災会議に諮るとともに、知事（胆振総合振興局長）に協議するものとする。

#### 第2節 水防計画の公表

■ 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

#### 第3節 水防管理団体の水防計画作成要領

■ 指定水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものとする。

# 補足資料

| 北海道地域防災計画(R7修正) |        |                      | 町計画への記載 |
|-----------------|--------|----------------------|---------|
| 第1章             | 総則     |                      |         |
|                 | 第1節    | 計画策定の目的              | ○       |
|                 | 第2節    | 計画の構成                | ○       |
|                 | 第3節    | 計画推進に当たっての基本となる事項    | ×       |
|                 | 第4節    | 計画の修正要領              | ○       |
|                 | 第5節    | 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | ○       |
|                 | 第6節    | 道民及び事業者の基本的責務等       | ○       |
| 第2章             | 北海道の概要 |                      |         |
|                 | 第1節    | 自然条件                 | △       |
|                 | 第2節    | 災害の概況                | △       |
| 第3章             | 防災組織   |                      |         |
|                 | 第1節    | 組織計画                 | ○       |
|                 | 第2節    | 気象業務に関する計画           | △       |

## 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その2）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |        |                              | 町計画への記載 |
|-----------------|--------|------------------------------|---------|
| 第4章             | 災害予防計画 |                              |         |
|                 | 第1節    | 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 | △       |
|                 | 第2節    | 防災訓練計画                       | △       |
|                 | 第3節    | 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画       | △       |
|                 | 第4節    | 相互応援(受援)体制整備計画               | △       |
|                 | 第5節    | 自主防災組織の育成等に関する計画             | ○       |
|                 | 第6節    | 避難体制整備計画                     | △       |
|                 | 第7節    | 避難行動要支援者等の要配慮者に対する計画         | △       |
|                 | 第8節    | 情報収集・伝達体制整備計画                | △       |
|                 | 第9節    | 建築物災害予防計画                    | ○       |
|                 | 第10節   | 消防計画                         | ○       |
|                 | 第11節   | 水害予防計画                       | ○       |
|                 | 第12節   | 風害予防計画                       | ×       |
|                 | 第13節   | 雪害予防計画                       | ×       |

## 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その3）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |           | 町計画への記載         |   |
|-----------------|-----------|-----------------|---|
| 第4章             | 災害予防計画    |                 |   |
|                 | 第14節      | 融雪災害予防計画        | ○ |
|                 | 第15節      | 高波、高潮災害予防計画     | / |
|                 | 第16節      | 土砂災害予防計画        | ○ |
|                 | 第17節      | 積雪・寒冷対策計画       | ○ |
|                 | 第18節      | 複合災害に関する計画      | × |
|                 | 第19節      | 業務継続計画の策定       | × |
| 第5章             | 災害応急対策計画  |                 |   |
|                 | 第1節       | 災害情報収集・伝達計画     | × |
|                 | 第2節       | 災害通信計画          | ○ |
|                 | 第3節       | 災害広報・情報提供計画     | △ |
|                 | 第4節       | 避難対策計画          | △ |
|                 | 第5節       | 応急措置実施計画        | ○ |
|                 | 第6節       | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 | △ |
| 第7節             | 広域応援・受援計画 | ○               |   |

# 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その4）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |            | 町計画への記載       |   |
|-----------------|------------|---------------|---|
| 第5章             | 災害応急対策計画   |               |   |
|                 | 第8節        | ヘリコプター等活用計画   | △ |
|                 | 第9節        | 救助救出計画        | △ |
|                 | 第10節       | 医療救護計画        | ○ |
|                 | 第11節       | 防疫計画          | ○ |
|                 | 第12節       | 災害警備計画        | ○ |
|                 | 第13節       | 交通応急対策計画      | × |
|                 | 第14節       | 輸送計画          | ○ |
|                 | 第15節       | 食料供給計画        | ○ |
|                 | 第16節       | 給水計画          | ○ |
|                 | 第17節       | 衣料、生活必需物資供給計画 | ○ |
|                 | 第18節       | 石油類燃料供給計画     | × |
|                 | 第19節       | 電力施設災害応急計画    | × |
|                 | 第20節       | ガス施設災害応急計画    | × |
| 第21節            | 上下水道施設対策計画 | ○             |   |
| 第22節            | 応急土木対策計画   | ×             |   |
| 第23節            | 被災宅地安全対策計画 | ○             |   |

# 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その5）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |             |                       | 町計画への記載 |
|-----------------|-------------|-----------------------|---------|
| 第5章             | 災害応急対策計画    |                       |         |
|                 | 第24節        | 住宅対策計画                | ×       |
|                 | 第25節        | 障害物除去計画               | ○       |
|                 | 第26節        | 文教対策計画                | ○       |
|                 | 第27節        | 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | ○       |
|                 | 第28節        | 家庭動物等対策計画             | ×       |
|                 | 第29節        | 応急飼料計画                | ○       |
|                 | 第30節        | 廃棄物処理計画               | ○       |
|                 | 第31節        | 災害ボランティアとの連携計画        | ○       |
|                 | 第32節        | 労務供給計画                | ○       |
|                 | 第33節        | 職員派遣計画                | △       |
| 第34節            | 災害救助法の適用と実施 | ×                     |         |
| 第6章             | 地震・津波対策計画   |                       | △       |
| 第7章             | 火山災害対策計画    |                       |         |
|                 | 第1節         | 基本方針                  |         |
|                 | 第2節         | 火山の概況                 | ○       |

## 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その6）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |           |              | 町計画への記載 |
|-----------------|-----------|--------------|---------|
| 第7章             | 火山災害対策計画  |              |         |
|                 | 第3節       | 災害予防対策       | ○       |
|                 | 第4節       | 災害応急対策計画     | ○       |
|                 | 第5節       | 災害復旧         | ○       |
| 第8章             | 原子力災害対策計画 |              | ×       |
| 第9章             | 事故災害対策計画  |              |         |
|                 | 第1節       | 海上災害対策       | ×       |
|                 | 第2節       | 航空災害対策計画     | ×       |
|                 | 第3節       | 鉄道災害対策計画     | ×       |
|                 | 第4節       | 道路災害対策計画     | ×       |
|                 | 第5節       | 危険物等災害対策計画   | ×       |
|                 | 第6節       | 大規模な火事災害対策計画 | ×       |
|                 | 第7節       | 林野火災対策計画     | ×       |
|                 | 第8節       | 大規模停電対策計画    | ×       |

## 現行計画（R2修正）の上位計画等の反映状況（その7）

| 北海道地域防災計画(R7修正) |              | 町計画への記載 |   |
|-----------------|--------------|---------|---|
| 第10章            | 第害復旧・被災者援護計画 |         |   |
|                 | 第1節          | 災害復旧計画  | ○ |
|                 | 第2節          | 被災者援護計画 | ○ |

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

区分:全体

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容  | 記載箇所等  | ページ      |
|---|---|--|----------|
| 1 | 「災害時」の用語について「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」と定義。                                 | 共通編 用語<br><br>「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)」 | 6        |
| 2 | 「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」へ、<br>「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」へ規定を変更し、「緊急安全確保」を追記。 | 共通編 第3章 第3節 第1 「防災気象情報」                            | 67<br>68 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その2

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:総則 ①計画推進に当たって基本となる事項

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容  | 記載箇所等  | ページ |
|---|---|--|-----|
| 1 | 道民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化について規定。             | 共通編第1章 第2節 第3 「計画の効果的推進」 2   | 14  |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について規定。 | 共通編第1章 第2節 第3 「計画の効果的推進」 5<br>「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るよう努める。」 | 14  |
| 3 | 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底について追記。                                       | 共通編第1章 第2節 第3 「計画の効果的推進」 5<br>「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図るよう努める。」 | 14  |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その3

趣旨: 地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分: 総則 ②道民及び事業者の基本的責務等

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容  | 記載箇所等   | ページ |
|---|---|---|-----|
| 1 | <p>防災意識の向上を図るため、住民の責務として、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄(最低3日間、推奨1週間)など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めることを規定。</p> | <p>共通編第1章 第4節 第1「町民の責務」1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「②「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</li> <li>・「④災害危険区域等、地域における災害の危険性(地域伝承等を含む)の把握」</li> <li>・「⑤防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得」</li> </ul> | 23  |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その4

趣旨: 地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分: 防災組織

### ①組織計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主要内容   | 記載箇所等                | ページ |
|---|--|----------------------|-----|
| 1 | 気象災害に関し、災害発生のおそれの段階で災害対策本部等の組織を設置することを規定。                                  | 第3章 第2節 第2「本部の設置基準」1 | 54  |
| 2 | 市町村の災害対策組織において、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることを規定。 | 風水害編第2章              | —   |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その5

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

区分:防災組織

②気象業務に関する計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等                 | ページ            |
|---|--|-----------------------|----------------|
| 1 | 警戒レベルの運用開始に伴い、大雨・洪水に関する防災気象情報は警戒レベル相当情報(「住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報」として位置づけられたことを規定。 | 共通編第3章 第3節 第1 「防災気象情報 | 66<br>67<br>68 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その6

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容  | 記載箇所等      | ページ |
|---|---|------------|-----|
| 1 | 平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努めることを規定。 | 第4章 「災害予防」 | 81  |
| 2 | 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努めることを規定。               | 第4章 「災害予防」 | 81  |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その7

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画 ①防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等                             | ページ |
|---|--|-----------------------------------|-----|
| 1 | 国・地方公共団体のほか、防災関係機関全般の管理者等により、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うことを規定。      | 共通編第4章 第1節 第2 「町職員に対する防災教育」       | 85  |
| 2 | 地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努めることを規定。 | 共通編第4章 第1節 第1 「町民への防災思想・知識の普及・啓発」 | 83  |
| 3 | 女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めることを規定。                           | 共通編第4章 第1節 第5 「防災リーダー等の育成」<br>2   | 87  |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その8

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画 ②物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等                            | ページ |
|---|--|----------------------------------|-----|
| 1 | マスクや消毒液等の感染症対策等を踏まえた物資を明示。   | 共通編第4章 第3節 第1 「食料品等の備蓄及び調達体制の整備」 | 92  |
| 2 | 滞在人口や避難者の健康に配慮した食事、孤立予想地域の備蓄の充実等に留意することを規定。  | 共通編第4章 第3節 第1 「食料品等の備蓄及び調達体制の整備」 | 94  |
| 3 | 災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めることを規定。 | 共通編第4章 第3節 第2 「防災資機材等の整備」        | 93  |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その9

趣旨: 地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分: 災害予防計画 ③相互応援(受援)体制整備計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主要内容  | 記載箇所等                              | ページ |
|---|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、災害の種類や被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、応援・受援体制の構築に努めることを規定。 | 共通編第4章 第4節 「相互応援体制の整備」             | 95  |
| 2 | 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくことを規定。                          | 共通編第4章 第4節 第4 「防災関係機関等との連携体制の強化」 6 | 98  |
| 3 | 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリスト化など必要な体制を整えておくことを規定。                                      | 共通編第4章 第4節 第1 「他自治体との相互応援体制の整備」 2  | 95  |
| 4 | 害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア等と連携することを規定。   |                                    | 103 |
| 5 | 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者や運営における役割分担等をあらかじめ明確化するよう努めることを規定。          | 共通編第4章 第5節 第4 「災害ボランティア活動の環境整備」 1  | 103 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その10

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画 ④自主防災組織の育成等に関する計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容                                      | 記載箇所等                        | ページ |
|---|---|------------------------------|-----|
| 1 | 避難所の運営に関し、自主防災組織や町内会、自治会等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めることを規定。 | 共通編第4章 第5節 第2 「自主防災組織の育成等」 3 | 102 |

## 区分:災害予防計画 ⑤避難体制整備計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等  | ページ |
|---|--|--|-----|
| 1 | 災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送る学校、公民館等の避難所とを区別するため、市町村長は、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ指定し、また、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を指定避難所としてあらかじめ指定するとともに、いずれもその内容を住民に周知しなければならないことを規定。 | 共通編第4章 第6節 第2 「指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保」 1 | 108 |
|   |  | 共通編第4章 第6節 第2 「指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保」 2 | 109 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その11

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画 ⑤避難体制整備計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等                                       | ページ |
|---|--|---|-----|
| 2 | 住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明等について、日頃から周知に努めることを規定。                              | 共通編第4章 第6節 第1 「避難実施・誘導体制の整備」 3              | 106 |
| 3 | 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努めることを規定。         | 共通編第4章 第6節 第1 「避難実施・誘導体制の整備」1               | 106 |
|   |  | 共通編第4章 第6節 第1 「避難実施・誘導体制の整備」2               | 106 |
| 4 | 地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解の促進に努めることを規定。 | 共通編第4章 第6節 第1 「避難実施・誘導体制の整備」8               | 108 |
| 5 | 避難所における冷暖房の確保、充実強化に関して規定。  | 共通編第4章 第6節 第2 「指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の確保」3 | 111 |
| 6 | 被災者を把握するための避難者台帳(名簿)を迅速に作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することを規定。                          | 共通編第4章 第6節 第3 「避難計画の策定」 2                   | 112 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その12

趣旨:地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分:災害予防計画 ⑥避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容   | 記載箇所等                       | ページ |
|---|--|-----------------------------|-----|
| 1 | 個別避難計画の作成に努めることを規定。  | 共通編第4章 第7節 第1 「地域における安全対策」3 | 115 |
| 2 | 個別避難計画の作成に当たり、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意することを規定。   | 共通編第4章 第7節 第1 「地域における安全対策」3 | 116 |
| 3 | 庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努めることを規定。                          | 共通編第4章 第7節 第1「 地域における安全対策」2 | 115 |
| 4 | 避難行動要支援者名簿を作成しなければならないこととされており、原則として、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを規定。 | 共通編第4章 第7節 第1「 地域における安全対策」2 | 114 |

# 安平町地域防災計画(事務局案)チェック表 その13

趣旨: 地域防災計画の修正(全修正)にあたり、北海道の示す市町村地域防災計画に盛り込むべき内容の反映状況について確認するもの

## 区分: 災害予防計画 ⑦情報収集・伝達計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容                                | 記載箇所等                    | ページ |
|---|---|--------------------------|-----|
| 1 | 災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性を確保に留意することを規定。 | 共通編第4章 第8節 「情報収集・伝達体制整備」 | 120 |

## 区分: 災害予防計画 ⑧積雪寒冷対策計画

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容  | 記載箇所等                     | ページ |
|---|---|---------------------------|-----|
| 1 | 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの確保に努めることを規定。 | 共通編第4章 第16節 第4 「寒冷対策の推進」2 | 150 |

## 区分: 災害予防計画 ⑨業務継続計画の策定

|   | 市町村地域防災計画に盛り込むべき主な内容                                    | 記載箇所等                       | ページ |
|---|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 災害時の拠点となる庁舎等について、(非構造部材を含む)耐震対策等により、安全性を確保するよう努めることを規定。 | 共通編第4章 第18節 第2 「業務執行環境の整備」7 | 161 |

「災害予防」までについては、<sup>51</sup> 盛り込むべき内容を網羅

# 水防計画(事務局案)チェック表 その1

趣旨:水防計画の策定にあたり、北海道が示す事項の記載状況について確認するもの

|    | 項目   | 記載箇所等                 | ページ                |
|----|--|-----------------------|--------------------|
| 1  | 関係機関の組織名や連絡先が適切である                                     | 全般、別表2                | 58                 |
| 2  | 避難情報、河川(洪水予報河川、水位周知河川)、洪水予報等(氾濫〇〇情報)や水位の名称に関する記述が適切である | 第4章 第3節               | 19                 |
| 3  | 内水に関する記述がある(水位周知下水道等)                                  | 別表1<br>第1章 第3節        | 55<br>5            |
| 4  | 市町村町が持つ要配慮者利用施設の避難確保計画等に係る権限についての記述がある                 | 第1章 第3節<br>第18章 第3節 2 | 6<br>52            |
| 5  | 水防団員等の安全配慮に関する記述がある                                    | 第1章 第4節               | 8                  |
| 6  | 北海道大規模氾濫減災協議会に関する記述がある                                 | 第4章 第4節               | 12                 |
| 7  | 特別警報に関する記述がある  | 第4章 第2節               | 16                 |
| 8  | 大雨警報・洪水警報を補足する情報の記述がある                                 | 第4章 第1節               | 15                 |
| 9  | 警報級の可能性に関する記述がある                                       | 第6章 第2節 1             | 28                 |
| 10 | 緊急通行及びそれに対する損失補填に関する記述がある <sup>52</sup>                | 第10章 第4節              | <sup>1</sup><br>36 |

## 水防計画(事務局案)チェック表 その2

趣旨:水防計画の策定にあたり、北海道が示す事項の記載状況について確認するもの

|    | 項目  | 記載箇所等      | ページ |
|----|---|------------|-----|
| 11 | 浸水想定区域における避難の確保・浸水防止の措置について、対象に地下街、要配慮者利用施設(あれば大規模工場等)が含まれている | 第18章 第2節   | 52  |
| 12 | 市町村長による水害リスク情報の周知に関する記述がある                                    | 第18章 第5節   | 53  |
| 13 | 要配慮者の避難について、要配慮者施設の避難確保計画作成に関する事項がある                          | 第18章 第3節 1 | 52  |
| 14 | 浸水被害軽減地区の指定等に関する記述がある   | 第18章 第6節   | 53  |

北海道が示し事項については、網羅